

## 合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月10日(月)午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 須屋市民センター2階研修室

3. 出席委員 (12人)

会長	14番	福嶋	求仁子
委員	2番	清原	啓喜
〃	4番	平野	昭代
〃	5番	高島	一久
〃	6番	村上	幸記
〃	7番	長野	昌治
〃	8番	齋藤	典夫
〃	9番	野田	隆一
〃	10番	城	英夫
〃	11番	青木	恵夫
〃	12番	岡田	政広
〃	13番	坂口	正子

4. 欠席委員 (2人)

会長職務代理者	1番	平山	和敬
委員	3番	上野	育夫

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第2号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第3号議案	農地所有適格法人設立届出について
第4号議案	農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて
第5号議案	あっせん委員の指名について
第6号議案	令和5年度農作業標準賃金の制定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	坂上	範行
次長	竹田	直広
主幹	上村	恭子

○事務局長 それでは、ただいまより令和5年4月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、福岡会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福岡求仁子君） 皆さん、こんにちは。大変お天気の良い日が続いていて、こういう日はお仕事が気になるかと思いますが、今日は研修も含めて長時間になりますがどうぞよろしくをお願いいたします。

下限面積の廃止とか農地に対する変更がいろいろあっております。国の施策等しっかり見つめながら、また皆様の農地への想いも見つめながら1番それぞれに合った方法を見つけて情勢に乗り遅れないようにしていきたいとおもいます。また、農地については対応の仕方がいろいろ変わっていくと思いますが、迷ったことがあったら事務局と相談して対応していただければと思います。どうぞ今日も最後までよろしく申し上げます。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、1番平山委員、3番上野委員から欠席の連絡があっておりまして、農業委員14名中12名の出席となっております。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がおそろいでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福岡求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますようお願いいたします。特に何かご質問やご質疑などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

#### （1）議事録署名者

○議長（福岡求仁子君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、12番岡田委員、13番坂口委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

-----○-----

#### （2）農家調査及び現地調査員

○議長（福岡求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、2番 清原委員 5番 高島委員 7番 長野委員 10番 城委員 11番 青木委員、以上5名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

(3) 議案

○議長(福嶋求仁子君) それでは、議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、規模拡大のための賃借でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』1ページの中央斜線部分が申請地です。大津植木線の北東側、出分池の北側に位置する農地です。

2ページが申請地の現況写真です。次に3ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に4ページをお開きください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと思われ、該当しません

第5号の地域との調和要件は、許可後に農地へ復元し、サツマイモなどを作付けされる予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から5号まで該当する項目はないと思われ。

事務局からは以上です。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連しまして、担当地区の11番 青木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(青木恵夫君) それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。3

月30日の午前11時頃、私と櫻井推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、規模拡大のための賃借権設定です。申請地のすぐ近くに、申請人の自宅があり、耕作を効率よく行うことができます。

また、許可後はサツマイモを作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われ。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、賃借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君）続きまして第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用賃借権番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開き下さい。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、新規就農のための貸借でございます。

続けて申請地の場所ですが、4筆ございます。議案書『別紙』5ページをご覧ください。図面中央よりの斜線部が申請地です。西合志中央小学校の南側に位置する農地です。6ページが現況写真です。7ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に8ページをご覧ください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと思われ、該当しません。

第5号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後は、スイカやほうれん草などを作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から5号まで該当する項目はないと思われ、

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の10番 城委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（城英夫君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。3月30日午前9時30頃、私と工藤推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請の理由は、新規就農のための使用賃借権です。申請地は、申請人の父が経営する農地で、農家を継承するために就農されます。許可後も現在と同じように農作業を行いますので、農地への影響は心配ないと思われ、よろしく

ご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

○13番（坂口正子君）地目が山林の場所を畑として使うことは問題ないのでしょうか？

○事務局 農地を農地以外の使い方をする場合、農地法の許可が必要になりますが、農地以外の場所を開墾等して農地として使うことには制限はありません。

○議長（福嶋求仁子君）他に何かございませんでしょうか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、使用貸借権番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、使用貸借権番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君）続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は資材置場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の9ページをお願いします。図面中央下側の太枠斜線部分が番号1の申請地で、塩浸川浄化センター北側に位置する農地です。

次の10、11ページが申請地の現況です。

1 2ページが配置図です。申請者は本市で土木工事業・建築業・電気設備業を主な業務として営む法人で、TSMC誘致による企業設備や住宅需要の増加による工事業に必要な資材置場が不足されているため、今回整備を予定されています。

13ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の14ページにお示ししておりますとおり、申請地は農地の広がりがある申請地を含め約0.3ha

であることから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の7番 長野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（長野昌治君）それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年3月30日の午後、私と村上推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の南側は里道に接しており、それ以外周囲は全て農地ですが、資材を置く際は境界から離して設置することによって山砂等の流出防止に努めるため、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（福嶋求仁子君）続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は貸資材置場への転用で、売買による

所有権移転です。議案書別紙の15ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、菊香園の南側に位置する農地です。

次の16ページが申請地の現況です。17ページが配置図です。申請者は熊本市の不動産の売買、賃貸、管理等を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築業を営む顧客からの依頼により宅地化に伴う造成工事のための資材置場を確保し、貸し出す計画です。

18ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の19ページにお示ししておりますとおり、申請地は農地の広がり申請地を含め約0.4haであることから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（清原啓喜君）それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年3月30日の午前、私と清原推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の北西側は農地に接しておりますが、申請地より農地の方が高さがあり、山砂等の流出防止に努めるため、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

○4番（平野昭代君）別紙17ページの配置図なんですけど、南側にある水路へ向かって雨水、排水の矢印が向いているのですが、自然浸透だけで大丈夫なんでしょうか？

○事務局 申請者からの申請書を確認しましたところ、敷地内は山砂仕上げを行い、場内浸透処理を行うとなっております。併せて、土砂の流出をさせないように、土砂流出防止を行うとなっております。

○議長（福嶋求仁子君）他に何かございませんでしょうか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長(福嶋求仁子君) 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号3につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の21ページをお願いします。図面中央下側の太枠斜線部分が番号3の申請地で、西合志南中学校の南西側及び九州自動車道の側道北側に位置する農地です。

次の22ページが申請地の現況です。

23ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地5区画を整備する計画です。

24ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の25ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に教育施設である西合志東小学校及び西合志南中学校が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連しまして、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○事務局 それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年3月30日の午前、事務局と平山委員、山本推進委員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の南側は道路に接しており、北側に農地が接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置し土砂流出に留意するとのことで、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願

いします。

○議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君）続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号4につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は駐車場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の27ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号4の申請地で、塩浸浄化センターの約230m北側に位置する農地です。

次の28ページが申請地の現況です。

次の29ページが配置図です。申請者は霊園の管理運営する法人の役員で、当該申請地を売買により取得し、法人に貸し付け現在不足している駐車場を整備する計画です。

30ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の31ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「既存施設の拡張」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の7番 長野委員に

現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（長野昌治君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年3月30日の午後、私と村上推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の西側は霊園に接しており、それ以外周囲は全て農地ですが、造成の際は土砂流出に特に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

○4番（平野昭代君） 個人の方が譲受人となって法人に駐車場を貸す場合、転用の理由は貸駐車場となるのではないのでしょうか？

○事務局長 今回の譲受人は隣にあります霊園の役員でありまして、全く法人と関係ない個人であれば敷地の拡張としての申請はできないのですが、法人の役員が取得するのであれば敷地の拡張で問題ないことを県にも確認しております。このようなことから法人が使う駐車場ということで貸駐車場ではなく駐車場ということになります。

○議長（福嶋求仁子君） 他に何かございませんでしょうか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号5につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号5の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案

書に記載してあるとおりです。

転用目的は道路拡張のための転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の33ページをお願いします。図面中央下側の太枠斜線部分が番号5の申請地で、塩浸川浄化センター北側に位置する農地です。

次の34、35ページが申請地の現況です。

36ページが配置図です。申請者は申請地東側にバイオガス発電所の設置計画をしており、その申請地に建築基準法上の道路が接道していないため、申請地に隣接した里道を幅員6.0mに拡幅するため計画されています。

37ページをお願いします。括弧1の立地基準についてですが、次の38ページにお示ししておりますとおり、申請地は農地の広がりを含め約0.3haであることから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の7番 長野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（長野昌治君）それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年3月30日の午後、私と村上推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の北側は農地に接しておりますが、擁壁等も施工の際は土砂流出に特に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号5について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転

番号5は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君）続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は道路への転用で、賃借権の設定です。

議案書別紙の39ページをお願いします。図面中央下側の太枠斜線部分が番号1の申請地で、塩浸川浄化センター北側に位置する農地です。次の40、41ページが申請地の現況です。

次の42ページが配置図です。申請者は申請地東側にバイオガス発電所の設置計画をしており、その申請地に建築基準法上の道路が接道していないため、申請地に隣接した里道を幅員6.0mに拡幅する予定ですが、二次製品の不足により擁壁の施工が遅れ工事に支障がでるため、一時転用により一度法面を工事し、納品後に擁壁を施工する計画です。

43ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の44ページにお示ししておりますとおり、申請地は農地区分は「農振農用地区域内にある農地」に該当しますが、許可から1年4ヶ月後に農地に復元することが条件での一時転用であるため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の7番 長野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（長野昌治君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年3月30日の午後、私と村上推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北側は農地に接しておりますが、擁壁等も施工の際は土砂流出に特に留意するとのこと、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。使用賃借権番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

使用賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は個人住宅への転用で、親子間における使用賃借権設定です。

議案書別紙の45ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、六花保育園の南西側に位置する農地です。

次の46ページが申請地の現況です。

次の47ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を使用賃借により借受け、個人住宅を建設する計画です。

48ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の49ページにお示ししておりますとおり、約2.8haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の5番 高島委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（高島一久君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年3月30日の午前、私と緒方推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の南側は道路に接しており、それ以外周囲は全て農地ですが、周囲にはコンクリートブロックを設置し土砂流出に留意するとのことで、建築物による日

照への影響もなく、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願います。

○議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君）続きまして第3号議案 農地所有適格法人設立届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

第3号議案の農地所有適格法人設立届出につきましてご説明いたします。

議案書別紙の51ページをお願いいたします。

農地所有適格法人とは、農業経営を行うために、農地の権利を取得することができる法人でございまして、農地法に規定されているご覧の表の4つの要件全てを備えた法人のみが、農地所有適格法人ということになります。いずれか1つでも要件を欠いているならばその法人は農地所有適格法人ではないということになり、一般法人として農地を借りることはできても、買うことまではできません。

今回、1社の法人から農地所有適格法人として基盤強化法にて農地を賃借したい旨申出がございまして、議案書別紙の51ページから資料を添付しております。その対象農地としましては、議案書の方に戻っていただきまして、議案書の14ページの利用権設定番号19の案件です。次の第4号議案で利用権設定をご審議いただきます前に、当該法人が農地所有適格法人の要件を満たしているのかご審議いただく必要がありますので、その前の議案として上程したところでございます。

議案書別紙の51ページをご覧ください。当該法人は合志市豊岡に本社を置いている法人でございます。

当該法人につきましては、主に芝の生産販売を行う法人で、議案書別紙の51ページに記載しておりますとおり各要件を満たしているものと判断しております。その判断した根拠資料としましては次の52ページから64ページまでの部分になります。

以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君）ご質問・ご意見等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地所有適格法人設立届出について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地所有適格法人設立届出は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君）続きまして第4号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律 第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。

つきましては、その当事者であります。農業委員〇番〇〇委員及び〇〇推進委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君）それでは、第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書7ページをお開きください。

第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次の8ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の4月総会分、右側が令和5年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。

次9ページは、利用権設定等状況一覧表の中の所有権移転関係になります。

詳しい内容につきましては、16ページに掲載しています。

次の10・11ページが今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は99,633㎡です。

次の12ページをごらんください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は20件です。

1番から11番までが再設定です12番から20番までが新規です。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

番号 1、	賃借権、麦	10年	10,000円
番号 2、	賃借権 米・麦	10年	8,000円
番号 3、	賃借権、たばこ	10年	15,000円3筆
番号 4、	賃借権、トウモロコシ	10年	15,000円4筆
番号 5、	賃借権、たばこ	10年	15,000円3筆
番号 6、	賃借権、甘藷	5年	15,000円
番号 7、	賃借権、芝	3年	19,000円
番号 8、	賃借権、甘藷・スイカ	2年	10,000～20,000円
番号 9、	賃借権、甘藷	1年	15,000円3筆
番号10、	使用貸借権、大豆	10年	0円2筆
番号11、	使用貸借権、園芸	10年	0円2筆
番号12、	賃借権、青刈りトウモロコシ・青刈り大麦	5年	10,000円3筆
番号13、	賃借権、水稲・WCS・イタリアングラス	5年	2,500～10,000円6筆
番号14、	賃借権、甘藷	5年	10,000円
番号15、	賃借権、麦・大豆	5年	16,000円
番号16、	賃借権、水稲・大豆	5年	米30kg 2筆
番号17、	賃借権、稲	5年	14,300円
番号18、	賃借権、甘藷	5年	10,000円2筆
番号19、	賃借権、芝	5年	20,000円2筆
番号20、	賃借権、里芋	1年	13,900円

中間管理機構を通じた貸し借り、一括方式について説明いたします。

議案書15ページをご覧ください。貸人、農地の情報、転貸人、借人、利用権の内容については議案書記載のとおりです。

番号1番の内容を説明いたします。

番号1番は賃借権です。利用内容は水稲、麦です。利用期間は10年、10a当りの賃借料は、10筆の内8筆が18,000円、残りの2筆が12,000円です。

次の14ページをご覧ください。所有権移転です。1件あります。

以上第4号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

次の16ページは、9ページ利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。次の農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は 3件 8,203㎡でございます。

内契約予定件数が 3件 8,203㎡でございます。

内契約が無い件数 0件 0㎡です。

今回3件は次の契約が予定されております。

これで第4号議案の説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君）ただいま、事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(ありません)

- 議長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。議案の審議が終わりましたので退席中の委員さんは着席されますよう案内をお願いします。

- 議長（福嶋求仁子君）続きまして、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

- 事務局 それでは説明申し上げます。議案書17ページをお開きください。賃借希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。続けて申請地の場所ですが、18ページになります。図面左側の太枠斜線部分が申出地で、県道大津植木線の南側及び合志中学校の西側に位置する農地です。あっせん申し出の理由としましては、現所有者が父から相続で取得し、荒れないよう管理のみしていたものの、管理に手間がかかるため当該申出地の借り手を探したくあっせんを申し出てきた次第です。あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります齋藤委員、福嶋委員、山田推進委員をお願いします。

事務局からの説明は以上でございます。

- 議長（福嶋求仁子君）ただいま、事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか？

(なしの声あり)

- 議長（福嶋求仁子君）ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。
- 議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手（挙手多数）でございます。よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。あっせん委員さんに置かれましては大変ご苦勞でございますがよろしく願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君）続きまして、第6号議案、令和5年度農作業標準賃金の制定につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、農作業標準賃金につきましてご説明いたします。議案書の19ページをお開き願います。

この農作業標準賃金につきましては、農作業の委託等をされる場合に、目安となる金額等が何もないということになれば、契約される際に困られるのではないかとということで、一つの目安として参考にしていただくよう、農業委員会として毎年定めているものでございます。あくまでも目安となる金額になりますので拘束力はありません。双方の話し合いにより金額は自由に決めていただくことになります。

金額については20ページのとおりでございます。なお、この金額につきましては、市内で農作業の受託をしておられる法人さんに聞き取り調査を行いまして、その金額をもとにこちらに記載をさせていただいてるところでございます。なお、金額につきましては、いずれの項目も前年度と同額となっております。

総会での決定後には、市のホームページへ掲載することによりまして、市内の農業者の方々へ周知をするということで考えております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君）ただ今、事務局等からの説明が終わりました。農業委員並びに推進委員さんで何かご意見、質疑はございませんか?何かご質疑はございませんか?

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君）質問・意見等無いようですので採決します。

第6号議案、令和5年度農作業標準賃金の制定について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。挙手全員（挙手多数）でございます。よって、第6号議案、令和5年度農作業標準賃金の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君）以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

#### 4. 閉 会

○事務局長 それでは、長時間にわたりまして、慎重審議を頂きまして有難うございました。以上を持ちまして、「令和5年4月の合志市農業委員会総会」を閉会致します。皆さん大変お疲れ様でございました。

-----○-----

閉 会 午後2時40分